

議 案

松伏町税条例等の一部を改正する条例

《改正内容》

1 個人の町民税の基礎控除の見直し

- ①非課税措置の対象となる障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額現行125万円以下⇒135万円以下
- ②控除対象配偶者の名称変更 控除対象配偶者⇒同一生計配偶者
- ③前年の合計所得金額2,500万円を超える所得割の納税義務者は、基礎控除及び調整控除を適用しない。

《主な質疑》

合計所得金額を10万円引き上げると、どのような効果が起きるのか。控除対象配偶者の定義が変わり、均等割の免除が受けられない町民はいるか。

《答弁》

新たに非課税の範囲を広げるということではなく、非課税だった方が改正により対象外となってしまうようにするため。控除対象配偶者を同一生計配偶者と名称を変更するのみ。

2 固定資産税の特例措置の創設

中小企業が生産性向上特別措置法の施行日または本条例の公布日のいずれか遅い日から平成33年3月31日までの間に、同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした機械装置等について、固定資産税の課税標準を3年度間は、その価格に0を乗じた額とする。

《主な質疑》

この固定資産税の特例を受ける事業者を何社と想定しているのか。旧設備との比較で生産性1%以上向上が定義だが、どのように認定するのか。

《答弁》

想定の実業者数は設定していない。設備の種類ごとに担当する工業会等に証明書発行を申請し交付されたものの添付で認定。

松伏町学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

《改正内容》

1 児童指導員の資格要件の明確化

児童指導員の資格要件のうち、学校の教諭となる資格を有する者について、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いを明確にするため、有効な教員免許状を取得した者のみを対象とする。

2 児童指導員の資格要件の拡大

児童指導員の資格要件に、一定の実務経験があり、かつ、町長が適当と認めた者を新設する。

《主な質疑》

児童指導員の資格要件を拡大した市町村はどのくらいあるか。条例の意図は。

《答弁》

近隣では、越谷市、草加市、宮代町。また今後、他の自治体も条例改正していくと予想している。今までの規定でなかなか指導員になれず補助員のままだった方に対し改善をはかるものである。